

力性ある運営を爲し得る如くすること

四、戦時適正賃金制度の確立

勤勞者の生活の恒常性を確保し勤勞能率の向上を期する爲賃金統制を合理的ならしむると共に賃金統制上必要な措置を別途講ずること

第四、勤勞者用物資、住宅等に關する

對策の強化

一、勤勞者用物資の割當並に配給は原則として産業報國會の組織を通ずることとし其の一元化を圖ること

二、工場、鑛山、事業場に於ける購買會の配給機構上の地位を認め之が積極的活用を圖ること

三、勤勞者住宅、寄宿舎及厚生施設は國に於て一定の規格を定め工場施設と一體的に計畫せしむると共に其の建設、既設建物の有効利用等に付特別の措置を講ずること

第五、本要綱實施に關し必要な經費に付ては豫算上の措置を講ずること

### 民族研究所官制の公布

民族研究所官制は昭和十八年一月十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

民族研究所官制 (昭和十八年一月十六日勅令第二十號)

第一條 民族研究所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ民族政策ニ寄與スル爲諸民族ニ關スル調査研究ヲ行フ

第二條 民族研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

所員 專任八人 奏任

助手 專任八人 判任

書記 專任二人 判任

所長ハ所員ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 民族研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

參與ハ文部大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第四條 所長ハ文部大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第五條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第六條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

文部省官制第八條第四號中「電波物理研究所」ノ下ニ「民族研究所」ヲ加フ

〔參照〕

昭和十七年十一月一勅令第七百四十八號文部省官制抄録

第八條 科學局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

四 氣象官署、緯度觀測所、資源科學研究所、電波物理研究所及東京科學博物館ニ關スル事項

健康保險法中改正法律の一部施行期

日の件公布

健康保險法中改正法律の一部施行

期日ノ件 (昭和十七年十二月九日勅令第八百二十五號)

昭和十七年法律第三十八號中未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

健康保險法施行令中改正の件公布

健康保險法施行令中改正の件

健康保險法施行令中改正の件 (昭和十七年十二月九日勅令第八百二十六號)

健康保險法施行令中左ノ通改正ス

第一條 健康保險法第一條第二項ニ規定スル被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下被扶養者ト稱ス)ノ範圍ハ引續キ六月以上被保險者タリシ者ノ配偶者(屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)以下之ニ同ジ)及子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第五條 第一項第三號及第四號中「作業」ヲ「業務」ニ、第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム

第五條ノ三第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ